

「株式に関する譲渡制限の考察」

96c2133010L

麦倉 清志

一、 株式の譲渡は自由であるのが原則である（204条1項本文）。なぜなら株式会社では資本維持原則から退社が認められておらず、また所有と経営の分離から（254条2項）株主には会社経営権がないので、株主に投下資本の回収の機会を保証する必要があるからである。

しかし様々な理由から株式譲渡制限の原則は制限されている。大別すると、法律による制限、定款による制限、契約による制限がある。制限の当否を判断するに当たっては譲渡自由の原則により守られる株主の利益と、制限することにより守られる者の利益との衡量が必要であると考える。以下順次論ずる。

二、 法律による制限

1、時期による制限には、権利株の譲渡制限と株券発行前の株式譲渡制限がある。権利株の譲渡制限（190条、280条ノ4）の根拠は主として会社の株式発行上の事務処理の便宜を図ることにある。株券が遅滞なく発行される方が株主の利益になるし、柱状株券の効力発生までの期間は短いと考えられる。したがってこのような制限は株主の投下資本回収を不當に妨げるものとはいはず、妥当であるといえる。

この制限に反した株式の譲渡の効力は、会社に不利益が及ばなければよいのであるから、当事者間では有効であるが、条文通り会社に対しては対抗し得ないと解する。

株券発行前の株式の譲渡制限（204条2項）は権利株と同様、会社の株券発行上に事務処理の便宜を図るという根拠によるものである。したがってかかる制限も妥当であるといえる。

この制限に違反した場合の効力については文言上は無効とされているが、権利株と同様当事者間では有効で、会社に対しては対抗しえないと考える。では会社が不當に株券の発行を遅滞させていた場合（226条1項参照）も原則を貫くべきか。

かつての判例（S 33. 10. 24）は権利関係の明確かつ画一的処理による法的安定性を重視して株券発行前の譲渡は理由を問わず絶対に無効としていた。しかしこれは最判S 47. 11. 8により『…少なくとも会社が右規定の趣旨に反して株券の発行を不當に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況にたちいたった場合においては、株主は、意思表示のみによって有効に株式を譲渡でき、会社はもはや、株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず譲受人を株主として遇しなければならないものと解するのが相当である。』と変更された。株式譲渡自由の原則は会社が株券を遅滞なく発行することを前提としており、この前提が会社自身の行為によってなるならば、会社は譲渡制限による利益を享受すべきではないし、一方株主は不當に投下資本回収が妨げられることになる（205条1項参考）。したがって

この判例の結論は妥当であるといえる。

2、次に自己株式の取得禁止（210条）及び子会社による親会社の株式取得の禁止（211条の2）がある。この制限の根拠は第一に自己株式の有償取得が行われると実質上株主に対する出資の払い戻しとなるため資本維持の原則を害すること、第二に特定の株主にのみ資本投下回収の途を与えることになり株主平等原則に反する虞があること、第三に取締役が会社の金で自己の支配下にある者に株式を譲渡するなどして会社支配の公正が害される虞があること、第四に株価の人為的なつりあげ等で株式取引の公正を害する虞があるという四つの弊害を政策的配慮に基づき防止するところにある。この弊害は子会社が親会社株式を取得する場合にも生じるので、同様の制限がなされている。したがって、このような弊害のない、自己株式の無償取得や会社名義だが他人の計算のような場合は許されると解される。また、これは政策的な配慮に基づく禁止規定なのでこれらの弊害を上回る利益がある場合にも一定の例外が認められている（210条各号、210条ノ2等）。

この制限に違反した譲渡の効力について、原則とて無効となるが、例外的に会社が第三者名義で取得していた場合等、譲渡人が譲受人は会社であることにつき善意である場合には、取引安全の見地から有効になると解する。譲渡人たる株主には会社以外の譲渡人が存在するから、投下資本回収が不当に狭められているわけではないし、また、善意であれば保護されると解するのでかかる制限は妥当であるといえる。なお、この制限は、会社の利益を守るためにあり、また譲渡人は譲渡の目的を達した以上譲渡人に無効主張させる必要ないと解すべきである。

三、定款による譲渡制限

204条1項但書きでは、定款で株式の譲渡について取締役会の承認を要することを定めることができるとする。この趣旨は、我が国に多い小規模閉鎖会社においては、事実上株主の交代により会社経営に影響が生ずるので、会社にとって好ましくない者の参加を防止しようというところにある。かかる会社の利益は重大と言えるが、株主の株式譲渡の自由も大きな制約を受ける。したがって、株主の株式譲渡の自由をさらに制限する形での定め、例えば取締役会決議に変わり株主総会決議を要するとするの、原則として許されないと考える。

この制限に違反した場合の譲渡の効力は、当事者間では有効であるが会社に対しては無効となると解する。この点当事者間でも絶対的に無効とする説がある。確かに当事者間で有効とすると、譲受人が譲渡人を指示して会社経営に実質上参加してしまう危険性は否定しえない。しかし株式譲渡は自由が原則であるから、会社にとって好ましくない者が株主になることさえ排除すれば本条の目的は達成しうるといえる。また、204条ノ5で譲受人からの承認請求を認めていることから、法は当事者間では、有効と考えていると解するべきである。判例（S48・6・15）も同様に解している。以上のことからすれば、会社は原則として譲渡後も譲渡人を株主として扱い続けることもできるし、会社から承認を受けていない譲受人を株主として扱うこともゆるされると解する。

四、契約による譲渡制限

契約による譲渡制限には、会社以外の物と株主の間でなされる場合と会社と株主の間でなされる場合がある。前者は204条1項が会社以外の者が譲渡制限することについて規定していないことから契約自由の原則から有効と解する。しかし後者については204条1項但書きが定款による株式譲渡制限を規定していることから別途検討をする必要がある。

この点、204条1項は定款以外の様態で会社との間で譲渡制限を交わすことを禁止した趣旨であると考えれば、このような契約は無効だと解すべきことになる。しかし契約による譲渡制限が实际上重要な役割を果たしていることに鑑みれば、会社が一方当事者であるだけで直ちに当該契約を無効とするのは妥当ではない。

思うに、定款による譲渡制限が株主の個別的意思にかかわらず全株主に及ぶのに対し契約による場合は個々の株主の現実の同意を要する。したがって譲渡制限がなされても株主の投下資本回収を不当に妨げるものとはいえない。また定款による制限は第三者に対しても効力を有するのに対し、契約による制限は契約当事者間で債権的効力を有するにすぎないから取引安全を害することもない。このように両者はそもそも拘束力の基礎を異にすることから、204条1項の趣旨は契約による譲渡制限には及ばないと考えるべきである。

したがって、会社が契約に一方当事者となる場合でも原則として契約自由の原則が妥当しその内容が公序良俗（民法90条）に違反しない限りは有効になると解する。判例においても、通常従業員持株制度における譲渡制限契約（例えば退職という将来における一定の事由の発生により株式の売り渡しを強制されることや将来における譲渡の対価があらかじめ固定されているなど）を株主の投下資本回収の途を不当に制限するものではないとして、公序良俗違反に反せず有効とするのが大勢である（H7・4・25等）

以上のことからもわかるとおり、契約違反の譲渡の効力は会社に対しても当事者間でも有効である。ただし、当然に会社は譲渡した株主に対し債務不履行責任を追及しうることになる。

以上

[参考文献]

弥永真生『リーガルマインド会社法（第三版）』有斐閣
法学教室NO. 148
『別冊ジュリスト会社法判例百選（第五版）』
会社法コンメンタール 178頁